

放課後等デイサービス事業所 管理者 様

相模原市高齢・障害者支援課長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる放課後等デイサービスの報酬請求事務について（その3）

日頃より適切な報酬請求事務の実施にご協力いただき感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる学校の休業等に対し多大なる御尽力を賜り誠にありがとうございます。

さて、7月のサービス提供における休業日単価について、次のとおり取扱うことといたしますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策にかかる利用者負担額補助対象についても令和2年7月まで継続することから、補助対象額を算出するための計算シートについて、令和2年5月、6月、7月提供分用のシートを障害福祉情報サービスかながわに掲載いたしましたのでお知らせいたします。

各月とも、4月提供分の計算シートと同等の内容になっておりますので、利用者負担補助の対象となる方がいる場合は、それぞれにシートをご作成の上、ご提出くださるようお願いいたします。

なお、現時点で8月以降の取扱いは未定です。今後の取扱いにつきましては、市内の感染状況や学校等の状況を踏まえ、適宜お知らせしてまいりますのでご承知おきください。

皆様には大変お手数をおかけいたしますが、引き続きどうぞよろしくようお願いいたします。

**1 令和2年7月の報酬単価について**

相模原市が支給決定している児童の令和2年7月提供分の報酬単価については、相模原市立の小中学校は通常登校に戻りましたが、特別支援学校や県立高校等の分散登校が7月中も継続することから、引き続き事業所においては特殊な対応が生じることが見込まれます。

つきましては、特別支援学校の分散登校等の対象である児童がいる場合は、すべての児童においてすべて学校休業日単価で算定することを可能とする取扱いを7月末日まで延長します。

ただし、事業所に通所するすべての児童が通常登校しており、かつ、事業所として営業時間を変更するなどの分散登校等に対応した体制をとっていない場合は、既に従来どおりの営業に戻っているため、通常どおりの単価での算定としてください。

**2 利用者負担額の補助にかかる取扱いについて**

上記のことから、令和2年6月提供分及び7月提供分について、5月に引き続き利用者負担額補助の対象といたします。対象経費は、5月分と同様新型コロナ対策によって増加した利用分と代替サービス利用分です。

**3 令和2年5月、6月、7月サービス提供分の計算シートについて**

5月サービス提供分 …… 7月31日（金）まで

6月、7月サービス提供分 …… 8月31日（月）まで

を目途にご提出をお願いします。※該当がない場合は提出・連絡不要です。

《問い合わせ先》

健康福祉局地域包括ケア推進部

高齢・障害者支援課 障害認定・給付班

042-769-8272